

高田松原運動公園使用料一覧表

地域振興部スポーツ交流推進室

		区分	単位 (h)	普通使用料	加算使用料
第一野球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1,000	スコアボード1,000円、 放送設備500円、 夜間照明設備3,500円、 ロッカールーム100円、 本部室100円
			一般	2,000	
		その他の催し物に使用する場合		4,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	2,000	
			一般	4,000	
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	10,000 20,000	
第二野球場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	500	スコアボード 1試合毎500円
			一般	1,000	
		その他の催し物に使用する場合		2,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1,000	
			一般	2,000	
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	5,000 10,000	
屋内練習場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	500	
			一般	1,000	
		その他の催し物に使用する場合		2,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1,000	
			一般	2,000	
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	5,000 10,000	
第一サッカー場 及び 第二サッカー場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	1,000	移動式電光得点板 1日毎1,000円
			一般	2,000	
		その他の催し物に使用する場合		4,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学校児童並びに中学校及び高等学校生徒	2,000	
			一般	4,000	
		その他の催し物に使用する場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	10,000 20,000	
ミーティングルーム	入場料を徴収しない場合		1時間毎 に1部屋 につき	100	※5部屋貸出可能
	入場料を徴収する場合			200	

備考

- 1 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 9時前又は21時後の使用料の額は、1時間につきそれぞれ普通使用料の額に100分の120を乗じた額とする。
- 3 第一サッカー場及び第二サッカー場を半面使用する場合の使用料の額は、それぞれ普通使用料の額に100分の50を乗じた額とする。
- 4 入場料を徴収する場合の設備の使用料の額は、それぞれに定める額の2倍の額とする。
- 5 1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。